

人文・社会科学の振興のためには、文献および資料センター、総合人文・社会科学図書館、総合人文・社会科学研究所を含む総合研究施設が必要である。その設置を要望するが、その計画立案および設置については日本学術会議の意見にそわれたい。

(別添)

人文・社会科学総合研究機関の構想

1. 機関の性格
 - a 本機関は特殊法人として、経費は国および民間の支出による。
2. 機関の運営
 - a 本機関の運営は理事会が行なう。
 - 1) 理事会は研究の課題、研究の期間、および主任研究員を定める。
 - 2) 理事の過半数は日本学術会議が推薦する。
 - b 理事会に諮問委員会をおく。
 - 1) 委員会は日本学術会議の推薦する学会代表によつて構成される。
 - 2) 理事会は研究題目の決定について諮問委員会の意見をきき、研究員の推薦を諮問委員会にもとめねばならない。
3. 機関の予算
経常費において年間10億円程度、研究課題の数は15～30とする。
4. 研究の方式
 - a 本機関は「姿なき研究所」の性格をもち、研究の実施は主任研究員の任せにおいてする。研究が行なわれる場所を分室とする。
 - b 主任研究者のもとに広く研究参加者があつめられるために、流動研究員のシステムをとる。
 - c 外国の研究者の参加の道をひらくため、客員研究者の制度をとる。
 - d 研究には一定の期間をかがる。(2～4年)
 - e 研究成果はこれを公刊する。

5-43

庶発第334号 昭和37年5月15日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

民間学術研究機関の助成について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総回の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

民間学術研究機関が科学研究上もつてゐる特殊性の重要さに鑑み、政府は現在行なつてゐる民間学術研究機関に対する助成補助金の予算を増加する必要がある。ただし、その際、助成対象としての適格性の審査も一層厳密にすべきである。

(理由)

国立私立の学術研究機関が、それぞれもつてゐる特色を生かして、科学研究に寄与できるよう措置することは、学術体制として重要な課題である。

(1) 昭和26年に公布された「民間学術研究機関の助成に関する法律」は、わが国近代の学術、文化、

産業の発展に対して、公益法人組織の民間学術研究機関が果してきた功績を認め、その戦後の苦境を救うために制定されたものである。

同法は、戦後の経済情勢に対処するための臨時措置であつたが、その果した役割は小さくない。以来10年、わが国の経済力は、回復し、当時この助成をうけた研究機関の中には、その必要がなくなつたものもあるが、大半はまだその域に達していない。のみならず、営利事業を行なわない機関の性格上、将来においても、財政的援助を不必要とする時期を期待しえないものが少なくない。むしろ、これらは、現下の物価、労賃の漸騰の下において、助成の必要性を加えているのが実情である。

- (2) 民間学術研究機関助成補助金総額の推移をみると、近年漸減の傾向にある。これは一般に民間事業に対する政府助成は、最小限に規制すべしとする原則と、同法が臨時措置的なものであることによつて、このようになつてゐると思われるが、これは民間学術研究機関の科学研究機関としての特殊性の重要さについて認識を欠くことに基づくものと思われる。
- (3) 公益法人組織による民間学術研究機関の特殊性は、独立性、自由性が高く、研究者自身の自由な創意が主要な動力になつてゐる点にある。

すなわち、自然科学的分野についていえば、目標とする課題を中心研究者の専門にしほることに制約を受けないし、1つの課題の基礎研究から応用化、さらに必要ならば試作にいたるまで、研究の完成に必要なところへ重点を移動することができるので、研究が効率的に行なわれる。

人文・社会科学の分野では、研究の独立性と自由性は、自然科学のばあい以上に本質的な意義をもつてゐる。研究の独立と自由なしには人文・社会科学は科学たりえないからである。当面の政治や行政に左右されないという点は、民間研究機関を、自然科学の分野における以上に、人文・社会科学の分野において、強化育成しなければならない理由となる。

- (4) 以上のべたような民間研究機関の独立、自由という特殊性は、これを尊重しなければならないが、民間研究機関は多くのばあいに財政的基礎の薄弱さを伴つてゐる。戦前のように、基本財産の利子をもつて経常費とする研究所経営は、不可能となつたからである。そのため民間研究機関の特殊性はその真価を發揮できなくなつてゐる。

それを補うために、文部省科学研究費・科学試験研究費や各省庁あるいは会社等からの委託研究費等がある。その効果を認めねばならないが、これが経済力の弱い民間研究機関を下請機関化するばあいのあることも否定することはできない。これで民間研究機関の特殊性を發揮することは困難である。

文部省科学研究費は、研究者の創意を發揮することを最大限に認めている点で効率的な研究助成方式である。しかし、この額を多くしただけで民間研究機関の当面している財政困難を救うに足りない。なぜなら、それは継続性を欠き、ことに人件費を伴わないとところの研究費だからである。

以上の諸点を考慮して、現在行なわれている文部省の民間学術研究機関の助成を、予算金額ならびに助成機関数を増加することが、民間学術研究機関の特殊性を發揮せしめる最良の途である。

- (5) ただし、このような措置をとるにあたつて、漫然と助成をすべきではない。したがつて、助成対象としての適格性の審査を現在以上に厳密し、これまで継続的に助成されているものについても中止すべきものは中止し、新らしい申請に対しても助成の途を開くべきである。

以上に述べたように、審査を厳密にするために主務大臣が民間学術研究機関の助成に関する法律第5条によつて日本学術会議に諮問して意見をきくばあいに、若干の審査期間を置くなど、諮問の方法を再検討すべきである。

5-44

庶発第343号 昭和37年5月18日

内閣総理大臣 池田勇人 殿

日本学術会議会長 和達清夫

科学研究基本法の制定について(勧告)

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

科学が国民の福祉、世界の平和、文化の向上に十分に寄与するよう、日本の科学研究が健全に発達するためには、国がそれに対し責任をもち十分な措置をすべきものと考える。ここに、そのためにはまず国の行なうべき政策についての基本的理念を規定するため、科学研究基本法を制定することを勧告する。なお、その内容については、本会議の意見を十分に尊重されたい。

付 記

1) 本会議は、その法案にとり入れるべき内容について検討を重ね、一応の原案を得たので、ここにそれを添付する。

なお、その内容に関しては、従来本会議が行つた勧告および声明に盛られた意見を集積してこれを整理し体系化した本会議創立以来の努力の結集である。

2) 本会議は、科学研究基本法が制定された後に、その理念にそつて、それぞれの分野の振興を促進するための具体的法律(たとえば、人文社会科学、基礎自然科学、技術などを振興する法律など)が社会的要請に応じて制定され、また、科学研究に關係する既存の諸法律が再検討されることを期待する。なお、その際には、そこに取り入れるべき内容についても積極的な意見をのべる用意がある。

理 由

科学研究は、人間の社会および文化の進歩に重要な役割を果してきた。今日、科学研究の発展と科学の利用が国民の物質的および文化的生活の向上において果す役割は、飛躍的に増大しつつある。このため、今日いわゆる科学技術の振興に対する要望が高まりつつある。しかし、科学技術の基盤である科学研究の健全な発達を促進することなしには、科学技術の振興は不可能である。また、従来のわが国の科学と技術は、海外からの既成科学の輸入と技術輸入に依存するところが多かつた。この傾向を脱却するためにも、わが国の科学研究の発展が必要である。

今日では、技術の開発ばかりでなく、科学研究自体がその遂行のために必要とする費用と人員が、国の経済の中で占める比率が急速に増大しつつある。したがつて、国は、科学研究の発展のために、適切な財政的措置を講じなければならない。

科学研究の発展のためには、研究者の自主性が保障されることが不可欠の条件である。研究者の自主性を尊重しつつ、その創意が發揮されるように、科学研究が必要とする諸条件を整備することは、国の重要な任務である。